佐倉市インターンシップに関する協定書

　佐倉市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、以下のとおり、インターンシップに関する協定を締結する。

（インターンシップ生の受入れ）

第１条　甲は、乙に在籍する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、甲が乙に通知した佐倉市インターンシップ受入承諾通知書に記載されている学生をインターンシップ生として受け入れるものとする。

（インターンシップ期間）

第２条　インターンシップ生がインターンシップを行う期間は、乙からの提案に基づき、甲が指定することとする。

（インターンシップ時間）

第３条　インターンシップ期間における１日のインターンシップ時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとし、インターンシップ時間の途中に１時間の休憩時間を設けるものとする。

（インターンシップ内容）

第４条　インターンシップ内容は、乙からの提案に基づき、甲が指定することとする。

（インターンシップ生の身分）

第５条　インターンシップ生は、乙の学生としての身分を有し、甲の職員としての身分は有しない。

（服務）

第６条　インターンシップ生は、甲の職員の指示に従い、インターンシップに専念しなければならない。

２　インターンシップ生は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

３　インターンシップ生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

４　インターンシップ生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。インターンシップ期間終了後も同様とする。

５　インターンシップ生は、インターンシップの期間中に知り得た個人情報をインターンシップのため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

６　インターンシップ生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、インターンシップのために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

７　インターンシップ生は、インターンシップの成果として論文等を外部に発表しようする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（インターンシップ期間中における事故責任等）

第７条　甲は、インターンシップ受入先での安全確保に配慮しなければならない。

２　乙は、インターンシップ期間中の事故等に備えて、インターンシップ生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

３　インターンシップ実施中及びインターンシップ生の住居とインターンシップ受入先との間の往復途上における事故に関しては、乙及びインターンシップ生は自らの責任において対応しなければならない。

４　インターンシップ生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及びインターンシップ生は、甲又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。

（誓約）

第８条　インターンシップ生は、第６条の規定を遵守するために、インターンシップ開始前に甲に対して誓約書を提出しなければならない。

（インターンシップの中止）

第９条　甲は、インターンシップ生が第６条の規定に違反する行為を行ったとき、又は疾病等のためインターンシップの継続が困難であると甲が判断したときは、インターンシップを中止することができる。この場合において、甲は、理由を付してその旨を乙に通知するものとする。

（インターンシップの証明）

第１０条　甲は、乙がインターンシップ内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定（第６条第４項及び第５項を除く。）の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合、本協定を期間満了の翌日から起算して更に１年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（その他）

第１２条　この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

　本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上それぞれ１通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

甲　千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市　市長　西田　三十五

乙